

教員の不当解雇と「働く権利」「子どもの権利」について考える

- 足田教諭分限免職取消訴訟を通して -

主催 教員文化研究会

今、日本全国で「分限免職」という形での教員の解雇が広がりつつあります。教員に対する管理強化、不当な攻撃、加重労働等によって心身を痛めつけられた末に、教員として「不適格」という烙印を押されて解雇されるケースが多く、多くの教員が泣き寝入りで「解雇」を受入れる状況にあります。

一方、このような「解雇」の裏には、子どもたち、生徒たちと真摯に向き合い、実践を展開してきたそれぞれの教師たちの実践を不当に卑しめる行為が溢れ、教員の小さな過失を過大に宣伝することで、その過失の背景にある学校・教育全体の問題を隠蔽し、問題を根本から解決する機会が放棄されています。

この研究会では、これらの問題を二つながらに提起する足田教諭分限免職取消訴訟を取り上げます。特に今回は、このような状況と同じ構図が、学校に限らず、広くさまざまな労働現場に広がっていることも視野にいれながら、この裁判が提示している意味について、多角的に検討していきます。足田教諭分限免職取消訴訟についての詳しい情報は、足田教諭分限免職取消訴訟支援の会のホームページ（以下）をご参照ください。

<http://homepage3.nifty.com/bungenmenshoku/index.html>

内容

1 足田教諭分限免職取消訴訟の概要

事件および裁判の経過

「不適格」判定の契機とされた文書の虚偽性 - 教え子による解明

2 労働問題としての意味

「働く権利」を侵害する不当解雇の広がりとは労働運動（労働組合運動）の意義
学校で、「働く権利」をどう守っていけばよいか

3 教育実践発展のために - 体罰克服・性教育尊重の視点から

全国各地で起きている「体罰」事件、学校「事故」

性教育バッシングの広がりとはこれに抗する動向

子どもの権利を守り、創造的に発展させる可能性を示唆する足田裁判

日時 2010年4月11日（日）午後1時半～5時半

場所 法政大学（市ヶ谷キャンパス富士見校舎）

ボアソナ - ド・タワー - 26階A会議室

JRまたは地下鉄で「市ヶ谷」または「飯田橋」下車徒歩7分

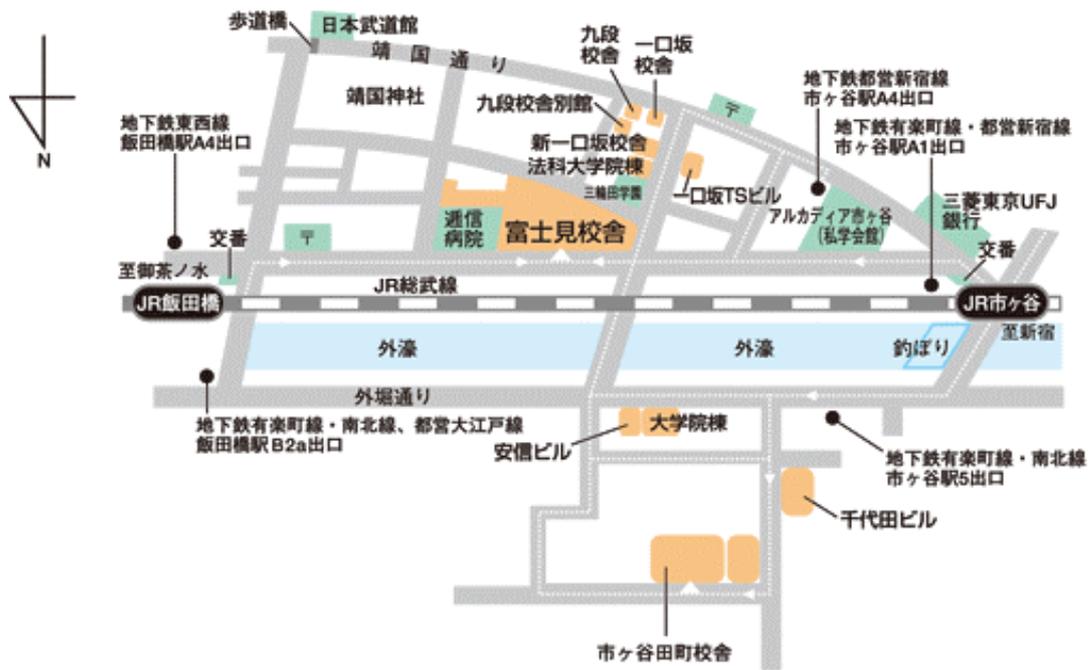
（地図）<http://www.hosei.ac.jp/hosei/campus/annai/ichigaya/access.html>

<http://www.hosei.ac.jp/hosei/campus/annai/ichigaya/campusmap.html>

問合せ先 荒井容子（法政大学）（教員文化研究会 代表）

（「足田教諭分限免職取消訴訟支援の会」事務局 yfe12833@nifty.com）

(会場へのアクセス)



(会場のあるキャンパスのマップ) がボアソナ - ドタワ -

